

# 第534回 海務協議会

(1) 日時：平成27年 9月9日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例（平成27年6月現在）」及び「出港前報告制度に係る最近の問い合わせ事例」について  
監視部：菅 上席監視官
2. 「不開港出入許可手数料」及び「とん税（特別とん税）」に係る特異事例について  
監視部：菅 上席監視官
3. 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について  
監視部：菅 上席監視官
4. 【参考】新造監視艇の船名募集について  
監視部：立原 特別監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成27年 11月 11日（水）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

平成26年3月1日より運用を開始している出港前報告制度における積荷情報の報告に関して、日本国税関によるリスク分析の妨げとなりかねない不適切な報告事例が見受けられます。

- ・ 報告義務者である船会社及び利用運送事業者は、日本国税関が積荷情報のリスク分析を確実にできるよう、適切かつ詳細な内容の報告をしてください。
- ・ 船会社と利用運送事業者は、それぞれ相手の報告に必要な情報（船舶情報、マスターB/L番号及びハウスB/L情報の有無など）を提供し、不一致情報が出力されることのないよう、協力して互いに情報の共有を図り、適切な内容の報告をしてください。

今後とも不適切な報告をしていることを確認した日本国税関は、事前通知(HLD)を実施して適切な報告を要請するほか、不適切な報告の中に虚偽報告の疑いがある場合には必要な調査を行うことがあります。

参考として不適切な報告事例を例示しますので、適切なお報告をお願いいたします。

# 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

## 1. 荷送人、荷受人及び着荷通知先

荷送人、荷受人及び着荷通知先の「名称」、「住所」及び「電話番号」について、次のような不適切な報告事例がありましたので、ご注意ください。

### ① 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に記号のみを入力している事例

報告内容		入力項目
.	ピリオド1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
..	ピリオド2文字	「着荷通知先名」
/	スラッシュ1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
//	スラッシュ2文字	「着荷通知先名」
-	ハイフン1文字	「着荷通知先名」
-----	ハイフン7文字	「荷送人名」
-----	ハイフン9文字	「荷受人名」
**	アスタリスク2文字	「着荷通知先名」
***	アスタリスク3文字	「着荷通知先名」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### ② 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄にアルファベット1～2文字のみ等を入力している事例

(平成26年10月更新)

報告内容		入力項目
A	アルファベット1文字	「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」
D		「着荷通知先名」
O		「着荷通知先名」
Y		「荷受人名」
GW	アルファベット2文字	「荷送人名」、「荷受人名」
HF		「荷受人名」、「着荷通知先名」
MX		「荷送人名」
OJ		「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」
TO		「荷受人名」
YK	「着荷通知先名」	
TO:	アルファベットと記号の組合せ	「荷受人名」
TO;		「荷受人名」

※ 「TO ORDER」と入力される場合は、荷受人名欄に「TO」荷受人住所欄に「ORDER」ではなく、両方の欄に「TO ORDER」と入力するほか、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を入力してください。その際、荷受人国名コード欄に着荷通知先と同じ国名コードを入力してください。

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### ③ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に国名・都市名・住所のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
NIPPON	NIPPONのみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
SHANGHAI	SHANGHAIのみ	「荷送人名」
1-2-3 ○○-CHO,○○-SHI	住所のみ	「荷受人名」 「着荷通知先名」

### ④ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に電話番号・FAX番号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
TEL: ○○-○○○○-○○○○	電話番号のみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
FAX: ○○-○○○○-○○○○	FAX番号のみ	「荷受人名」 「着荷通知先名」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑤ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄にATTN（ATTENTION：担当者）のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
ATTN: MR.〇〇〇〇	ATTENTION(担当者)のみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」

- ⑥ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「同じ」を意味する表記を入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
AS SAME CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
DITTO	同じを意味する語	「着荷通知先名」
SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「荷送人名」 「着荷通知先名」
SAME AS NOTIFY	同じを意味する語	「荷受人名」
THE SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
THE SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先名」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑦ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「C/O (CARE OF)」を用いて入力している事例

「COMPANY A CARE OF (C/O) COMPANY B」の場合、CARE OF (C/O)は使用せず、名称欄には「COMPANY A」で報告してください。

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
C/O ○○ COMPANY	本来報告すべき名称 (C/O以前)が入力されていない	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」

- ⑧ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「O/B (ON BEHALF OF)」を用いて入力している事例

「COMPANY A ON BEHALF OF (O/B) COMPANY B」の場合、ON BEHALF OF (O/B)は使用せず、名称欄には「COMPANY B」で報告してください。

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
○○ COMPANY ON BEHALF OF	本来報告すべき名称 (ON BEHALF OF以下)が 入力されていない	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
○○ COMPANY O/B	本来報告すべき名称 (O/B以下)が入力されていない	「荷送人名」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### ⑨ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に記号のみを入力している事例

報告内容		入力項目
<p>・ .. ... .....</p> <p>.....</p>	ピリオド1文字又はピリオド連続入力	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
.0. .0.0. .0.0.0.	ピリオドと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
,0,0	カンマと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
*0*0*0	アスタリスクと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
-	ハイフン1文字	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
<p>.-- .-. .--- .--</p> <p>・ *****</p>	2種類の記号の組合せ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」



## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑩ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に数字又は略語のみを入力している事例

(平成26年10月更新)

報告内容		入力項目
1	数字1文字のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
N/A	不明を意味する略語	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

- ⑪ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に名称のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
〇〇 COMPANY	会社名のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑫ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に電話番号・FAX番号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

- ⑬ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄にATTN (ATTENTION : 担当者)のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
ATTN: MR.〇〇〇〇	ATTENTION(担当者)のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### ⑭ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に「同じ」又は「別添参照」を意味する表記を入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
AS PER ATTACHED RIDER	別添参照を意味する語	「荷送人住所」
DITTO	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS CONSIGNEE'S ADDRESS	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS NOTIFY PARTY	同じを意味する語	「荷受人住所」

### ⑮ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に国名のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
JAPAN	JAPANのみ	「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
KOREA	KOREAのみ	「荷送人住所」
CHINA	CHINAのみ	「荷送人住所」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑩ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄が空欄であり、住所欄にも電話番号の入力がない事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
(空欄)	電話番号欄が空欄 (住所欄にも電話番号の入力なし)	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

- ⑪ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄に記号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
. .. ...	ピリオド1文字又はピリオド連続入力	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
?	クエスチョンマーク1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
-	ハイフン1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

- ⑱ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄に数字1文字又は2文字のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
0 1	数字1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
00	数字2文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

- ⑲ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄に国番号及び区切り符号等が入力されたことにより、電話番号の末尾まで入力されていない事例

(平成27年6月追加)

報告内容	正しい電話番号	入力項目
+81-(0)3-1234-	0312345678	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

# 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

## 2. コンテナ番号

コンテナ番号について、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。  
このほか、マスターB/L情報のコンテナ番号とハウスB/L情報のコンテナ番号が異なる報告事例がありましたので、船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、同一のコンテナ番号を入力してください。

(平成26年10月追加)

報告内容	
. (ピリオド)	記号1文字
0 1	数字1文字
A B D K X	アルファベット1文字
11	数字2文字
XX NO WH NC	アルファベット2文字
555 123 456	数字3文字
AAA TBA WHL	アルファベット3文字
NA	不明を意味する略語
NO1	その他

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### 3. 船舶コード

船舶コードについて、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。また、船会社及び利用運送事業者が報告した船舶コードの相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 船舶コード欄には IMO番号や船名ではなく、信号符字(コールサイン)を入力してください。  
(参考)NACCSに登録されている船舶コード : <http://www.naccscenter.com/system/code/scac-code.html>
- ・ NACCSに登録されていない船舶コードを入力する場合は、「船舶コード」のほか、「積載船名」及び「船舶国籍コード」の入力が必須となります。また、この場合、船舶コード欄には、「ZZZZZ」等と入力するのではなく、正確な船舶コードを入力して報告してください。

(平成26年10月更新)

報告内容	
(例) 1234567	IMO番号(数字7桁)
0 1 2 6 S V X	数字、アルファベット1文字
11 35 56 CN FM JP PA PP XX 1C 1E 2K 2T 2H 2K 2T 2V 2X 3A 3B 3E 3F	数字、アルファベット2文字
JKB QZB	アルファベット3文字
FAOMOSA □ C 3FTA... V. 004N	「□」(空欄)や「. 」(ピリオド)を含めて入力
NA NM N/M UNKNOWN	不明を意味する略語
XXXXXX ZZZZZ ZZZZZZZ	「X」又は「Z」の連続入力
(例) ZEIKANMARU	積載船名

# 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

## 4. 船積港コード

船積港コードについて、該当する港コードがNACCSに登録されているにもかかわらず、次のように、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードが入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。また、船会社及び利用運送事業者が報告した船積港コードの相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ コンテナ貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする港(※1)について、港コード(NACCSに登録されている国連LOCODE 5桁)(※2)を正確に入力してください。

(※1)トランシップされる貨物の報告においては、一番最初に貨物を積出した港(通常は輸出地)を「仕出港」とし、トランシップにより我が国に入港しようとする外国貿易船に船積みした港を「船積港」として報告してください。

(※2)NACCSに登録されている船積港コード：<http://www.naccscenter.com/system/code/index.html?no=1>

(平成26年10月追加)

船積港	報告内容	正しい船積港コード
TIANJINXINGANG(天津新港)	CNZZZ	CNTXG
CHIWAN(赤湾港)	CNZZZ	CNCWN
SHEKOU(中国・蛇口港)	CNZZZ	CNSHK
SHENZHEN(中国・深圳港)	CNZZZ	CNSZX
NINGBO(中国・寧波港)	CNZZZ	CNNGB
KEELUNG(台湾・基隆港)	TWZZZ	TWKEL
LAEM CHABANG(タイ・レムチャバン港)	THZZZ	THLCH
PORT KELANG(マレーシア・ポートケラン港)	MYZZZ	MYPKG



## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

また、例えば、天津新港（CNTXG）と入力すべきところ、近隣の港の天津港（CNTSN）と誤って入力して報告された不適切な事例がありました。

以下の表を参考に、適切なコードを選択して報告して下さい。

### 近隣の港のコードが使用された不適切事例

国	港名	コード	近隣の港名	コード
中国	TIANJINXINGANG	CNTXG	TIANJIN	CNTSN
アメリカ合衆国	LOS ANGELES - CA	USLAX	LONG BEACH - CA	USLGB
ベトナム	HO CHI MINH CITY	VNSGN	CAT LAI	VNCLI
フィリピン	MANILA	PHMNL	MANILA NORTH HARBOR	PHMNN

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### 5. 船卸港コード

船卸港コードについて、類似の港名又は港コードであること、及び近隣の港であること等から、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・コンテナ貨物を船卸しする港(※1)について、港コード(NACCSに登録されている国連LOCODE 5桁)(※2)を正確に入力してください。

(※1)例えば、東京港において外国貿易船から船卸しし、通関後、内航船により小笠原港へ運搬する場合など、船卸港と荷渡港と異なる場合は、前者を入力することに注意してください。

(※2)NACCSに登録されている船卸港コード：<http://www.naccscenter.com/system/code/index.html?no=1>

#### 類似の港名に関するもの

(平成27年6月更新)

港名 (所在地)	コード	類似の港名 (所在地)	コード
仙台塩釜港 (宮城県)	JPSGM	川内港 (鹿児島県)	JPSEN
博多港 (福岡県)	JPHKT	伯方港 (愛媛県)	JPHKS
清水港 (静岡県)	JPSMZ	清水港 (高知県)	JPTSZ
名古屋港 (愛知県)	JPNGO	名護屋港 (大分県)	JPNGY
堺港 (大阪府)	JPSAK	境港 (鳥取県/島根県)	JPSMN
新潟港東地区 (新潟県)	JPNIH	新潟港西地区 (新潟県)	JPNIN

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### 類似の港コードに関するもの

港名	正しいコード	港名	類似のコード
京浜港（横浜）	JPYOK	十勝港	JPTOK

### ・内航船用の港コード

内航船用の港コードであるため入力することができないコードがあります。以下の表を参考に船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切な船卸港コードを報告してください。

正しい港名	正しいコード	内航船用港名	内航船用コード
石狩湾港	JPISW	石狩湾新港	JPISS
三河港	JPMKW	豊橋港	JPTHs
三島川之江港	JPMKX	伊予三島港	JPIYM
伏木富山港（伏木）	JPFSK	富山新港	JPTOS

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### 6. 船積港枝番

船積港枝番について、一航海において同一の港に複数回寄港していないにもかかわらず、船積港枝番の欄に枝番「1」～「9」が入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。

また、船会社及び利用運送事業者が報告した船積港枝番の相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は「1」を入力し、3回目に寄港する場合は「2」を入力してください。
- ・ 寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないようにしてください。

### 7. 船卸港枝番

船卸港枝番について、一航海において同一の港に複数回寄港していないにもかかわらず、船卸港枝番の欄に枝番「1」～「9」が入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。  
なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は「1」を入力し、3回目に寄港する場合は「2」を入力してください。
- ・ 寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないようにしてください。

# 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

## 8. 品名

品名について、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名（一般名称又は商品名）を入力してください。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を350桁以内で可能な限り記載していただく必要があります。

(平成26年10月更新)

報告内容	
A S V BO CN CT FM LG PP PU RC XX BAG FAN PAD	アルファベット1～3文字
「HOUSEHOLD GOODS」、「HOUSEHOLD EFFECTS」、「HOUSEHOLD PLASTIC GOODS」	あいまいな品名表記
「AS PER ATTACHED」、「AS PER ATTACHED SHEET」、「AS PER ATTACHED LIST」、「DETAILS AS PER ATTACHED LIST」	別添参照を意味する語
NA N/A NM N/M	不明を意味する略語
XXXXXX	「X」の連続入力
「HOME APPLIANCES」、「SPARE PARTS」、「PLASTIC PARTS」、「CHEMICAL」、「LEATHER」、「FOOD」、「FOOD ITEMS」、「OTHER MACHINES」、「PLASTICS」、「PLASTICS ARTICLES」、「STC 10 PALLETS」、「FAK(FREIGHT ALL KINDS)」、「GENERAL CARGOES」	その他積荷の内容を容易に特定できないもの

※ なお、下記アドレス(\*)で公表されている積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、NACCSで入力要件チェックが行われ受理不可(処理結果としてエラーコード「S0067」を通知)となります。

(\*)受理不可品名：[http://www.customs.go.jp/news/news/advance3\\_j/annex09.pdf](http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/annex09.pdf)

## 出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例

### 9. 代表品目番号

代表品目番号について、次のように、世界共通の番号でない98類のコードが入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 貨物の代表品目をHSコード6桁(世界各国で利用されている01類～97類までのコード)で入力してください。
- ・ なお、98類のコードが入力された不適切な報告事例において、品名欄に「引越貨物」を意味する「HOUSEHOLD GOODS」等と入力された事例がありました。我が国のHSコードには、引越貨物用のものはありませんのでご注意ください。

(平成26年10月更新)

報告内容	
980000 980100 980300 980400 980500 980600 981300 981700 981800	HSコード98類(6桁)

## 1. 「出港前報告制度」に係る最近の問い合わせ事例

### (質問：1)

コンテナを改造した「コンテナハウス（災害時用仮設住居や事務所として使用）」を日本に輸入（船卸し）する場合に、当制度の対象（船積港を出港する 24 時間前までに報告）となるのか？

### (回答：1)

当制度の報告対象貨物は、「コンテナに詰められた貨物（いわゆるコンテナ貨物）」であり、今回のケースはコンテナハウス自体が輸入貨物であり、かつ当該コンテナハウスが運送具として反復使用するものではない（積荷が詰められているコンテナではない）と解釈できるため、当制度の対象とはなりません（報告は不要です）。

### (質問：2)

船卸港への入港直前になって、コンテナ貨物を荷繰りのため仮陸揚げする必要が出てきた。急遽決まったことから出港前報告を行っていないが、特段問題ないか（仮陸揚届を提出すれば船卸し可能か）？

### (回答：2)

出港前報告が不要な（省略できる）場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合（関税法施行令第 2 条の 2 第 7 項）や、空コンテナ・プラットホームコンテナ（関税法基本通達 15-6-2 / 海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナの範囲等）であり、急遽決まったものであっても、当制度の対象となります（報告が必要です）。

なお、今回のケースにおいては、出港前報告のほか、報告期限（船積港を出港する 24 時間前まで）内に報告がなされなかったことから、別途「船卸許可申請」が必要となります。

### (質問：3)

報告（登録）済みの情報を訂正しようとしたが、システム上エラーが返ってきた。なぜ訂正できないのか？

### (回答：3)

（税関で N A C C S の照会業務にて確認の結果）、既に「出港日時報告（A T D）」業務が行われているため訂正ができません。出港前情報の訂正は不要ですので、後続業務である「積荷目録情報登録（M F R）」において正しい内容を登録してください。

## 2. 「不開港出入許可手数料」及び「とん税（特別とん税）」に係る特異事例について

### 1. 「不開港出入許可手数料」に係る特異事例の概要

#### ① 外国貿易船が「バース待ち」を理由に「中の瀬（不開港）」に入港

解説）関税法第 20 条（不開港への出入）には、

**「外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、不開港に出入させてはならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故がある場合はこの限りではない（入港したときは直ちに税関に届出）」**  
旨規定され、また、「バース待ち」については、関税法基本通達 20-5（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）の（8）に規定されていることから、今回のケースにおいては、不開港出入手続き（手数料納付）は要さない扱いとなる。

#### ② 中の瀬入港後（在港中）に、運航者の都合で船用品の積込みや乗組員の交代を行うことになった

#### ③ 関税法基本通達 20-5 ただし書きに該当することになったため、不開港出入手続き及び手数料納付を行うよう、船舶代理店に指示

解説）関税法基本通達 20-5 には、

**「本規定に掲げる事例に該当し不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船用品、携帯品以外の積卸しをすることになったときは、関税法第 20 条第 1 項の規定による不開港への出入の許可を要することになる」**

旨規定されている。

「バース待ち」を理由に不開港に入港している以上、船用品の積込みが「当然に必要とされるもの」とは認められないことから、不開港出入手続き（手数料納付）を要することとした。

### 2. 「とん税（特別とん税）」に係る特異事例の概要

#### ① 外国貿易船（外国貨物を積載）が機関故障のため開港に入港。「航行上の支障が生じた」ことによる入港であったため、船長（船舶代理店）よりとん税法第 7 条（非課税）に基づく「非課税理由の証明」が提出（税関において「非課税」として認定）

解説）とん税法第 7 条には、

**「外国貿易船が開港に入港した場合において、海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合（第 1 号）等、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときはとん税を課さない」**

旨規定されている。

また、とん税法基本通達 7-4 に「『これに準ずるやむを得ない理由』の範囲」が規定されている。

#### ② 開港入港後（在港中）に、積荷である外国貨物を他船へ積み替えるため船卸し（仮陸揚）することになった

#### ③ とん税法第 7 条ただし書きに該当することになったため、非課税認定を取消したうえでとん税（特別とん税）納付申告及び納税を行うよう、船舶代理店に指示

解説）とん税法第 7 条には、

**「第 7 条第 1 号（海難その他航行上の支障）又は第 2 号（検疫のみを目的とした入港）に規定する理由により入港した場合において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸しをときは、この限りではない」**

旨規定されている。

今回の船卸しの理由は「他船への積み替え」ということ（修理のための船卸しではない）であり、とん税法基本通達 7-5（「これらの理由に直接よらない貨物の積卸し」の範囲）にも該当しないことから、非課税認定を取り消し、とん税（特別とん税）納付手続きを要することとした。

なお、とん税法第 5 条（申告による納付）第 2 項の規定により、今回のようなケースの場合の納期限は「貨物の積卸の時」までとなる（通常は「出港の時（5 日以内に出港しない場合は入港の日から起算して 5 日を経過する日）」まで）。



### 3. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

9 月 13 日（日）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

**当日の 8 : 30 ~ 14 : 00 の間**

横浜税関監視部取締部門（2A）に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

なお、電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

（参考：「NACCS 掲示板」より）

#### 【2A】【2H】税関官署のシステム利用停止について

2015年9月1日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視分庁舎	平成27年9月13日（日）8：30～14：00
	大黒埠頭出張所	

## 公 募

### 新造監視艇の船名募集について

横浜税関では、下記のとおり、新造監視艇の船名を募集しています。奮ってご応募下さい。

横 浜 税 関 長

#### 記

#### 1. 募集概要

監視艇は、港内外のパトロールや不審浮遊物の発見等、海上における水際取締りを行っており、現在、全国の税関に30艇の監視艇が配備され、そのうち4艇が横浜税関に配備されています。

税関における水際取締りは、様々な密輸行為に対応するために、陸上と海上とが連携した取締りを行っています。なかでも、漁船等を利用して取締りの目の届きにくい海上で覚醒剤等の受け渡しを行う手口、いわゆる「洋上取引」による密輸行為は後を絶ちませんが、こうした密輸手口に対しては、監視艇による海上での広域的な監視取締りを行う必要があります。

「洋上取引」による密輸行為では一度に大量の覚醒剤等が密輸されるケースが多く、この密輸手口の横行はわが国への覚醒剤等の大量流入といった大変深刻な事態を招くことになるため、監視艇の果たす役割は極めて重要なものとなっています。

こうした海上における広域的な監視取締りをさらに強化するため、現在、当税関では、老朽化した監視艇の後継船として、新たな監視艇を建造中です。

そこで、今回、水際取締りにおいて重要な役割を果たす監視艇について広く国民の皆様にご案内いただき、これを通じて、日々、覚醒剤等の密輸取締りを行っている税関に興味を持つきっかけとしていただくため、税関初の試みとして、新造監視艇の船名募集を行います。

#### 2. 応募資格

どなたでも応募できます。

#### 3. 募集期間

平成27年8月14日（金）～9月3日（木）まで（当日消印有効）

#### 4. 応募方法

官製ハガキに「船名」「船名の由来・背景等」「郵便番号」「住所」「氏名」をご記入のうえ「〒231-8401 横浜市中区海岸通1-1 横浜税関監視部管理課」までご応募下さい。記載内容に不備があった場合、応募は無効となりますのでご注意ください。

※[官製ハガキ印刷用エクセルファイルへのリンク](#)

#### 5. 応募数

お一人様何点でも応募できますが、一通につき一点の応募とします。

## 6. 選考基準

- (1) 海、風、山、動植物等自然、地名等自然に由来したものであり、ひらがな又は漢字表記であること。
- (2) 発音しやすく、聞き取りやすい名称であること。
- (3) 税関の監視艇の役割を踏まえ、その名称にふさわしいものであること。
- (4) 以下に該当しない名称であること。
  - ①現在国内で運航している税関監視艇及び横浜港において運航している官公庁艇と同名のもの  
(別添「[現在運航中の監視艇等の名称](#)」参照)
  - ②公序良俗に反するもの

## 7. 名称の決定・発表

- (1) 名称の決定は、応募された名称を横浜税関で審査のうえ決定し、横浜税関ホームページで発表します。
- (2) 応募した名称が採用された方全員に採用通知をお送りします。
- (3) 応募した名称が採用された方（多数の場合は抽選）へ感謝状及び新造監視艇記念写真を贈呈します。

## 8. 新造監視艇の概要

全 長：約30メートル  
全 幅：約6メートル  
総トン数：約80トン  
配備官署：横浜税関本関（横浜港）  
就航予定：平成28年3月頃

[\(横浜税関の監視艇\(現行\)\)](#)



(注) 写真はイメージです。

## 9. 個人情報の取扱い

応募に関し知り得た個人情報については、今回の応募に関する事務にのみ利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

## 10. その他

決定した船名にかかる一切の権利は横浜税関に帰属します。

## 11. 問合せ先

〒231-8401  
横浜市中区海岸通1-1 横浜税関 監視部 管理課  
Tel 045-212-6060

以 上

主 管 課：監視部 管理課  
取扱責任者：管理課長 伊東 剛  
掲 示 期 間：平成27年8月14日～平成27年9日3日

## 横浜税関の監視艇（現行）

船名	つくばね	みょうこう（後継艇の船名募集中）	しおかぜ	たいかい
外観				
配備官署	横浜税関本関	横浜税関本関	仙台塩釜税関支署	鹿島税関支署
製造年	2011年	1995年	2003年	2015年
全長	20.2m	22.9m	25.9m	28.5m
全幅	5m	5.2m	5.5m	5.5m
総トン数	41t	52t	67t	70t